



令和4年度版 稚内市 中小企業 支援制度のご案内

目次・問い合わせ先



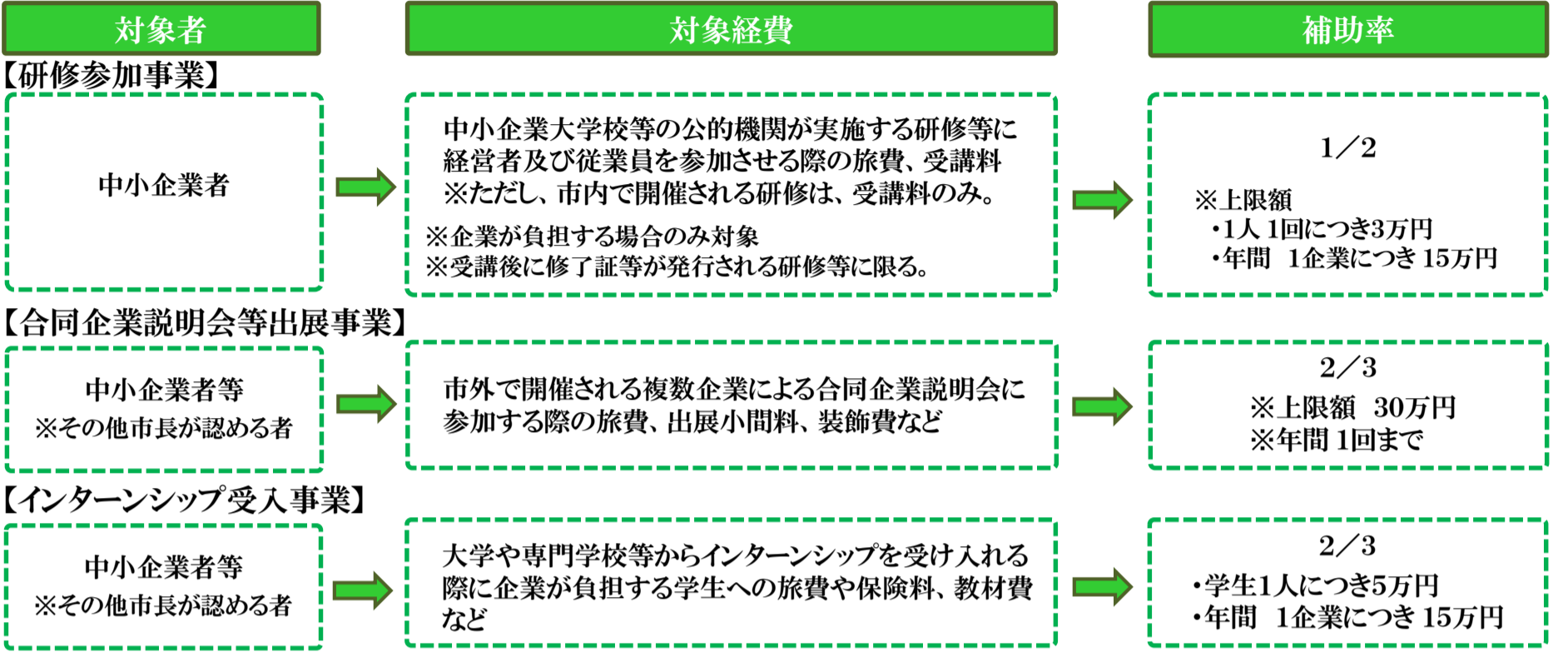
種別	ページ	内容	問い合わせ先
補助金・助成金	1	人材確保等支援事業助成金	水産商工課 商工・労働G ☎0162-23-6467
		IoT等導入促進支援事業助成金	
	2	販路拡大支援事業助成金	
	3	新規創業者支援事業助成金	
	4	商店街空き店舗活用事業助成金	
		商店街活性化事業助成金	
5	開業医誘致条例に基づく助成金／貸付金	健康づくり課 ☎0162-23-4000	
貸付・利子補給	6	中小企業特別融資貸付金／保証料補給金	水産商工課 商工・労働G ☎0162-23-6467
		地域総合整備資金貸付制度	
	7	セーフティネット保証(5号)認定	
		水産加工経営安定化資金利子補給事業	
その他	8	設備投資に伴う固定資産税ゼロ特例の実施	水産商工課 商工・労働G ☎0162-23-6467
		ふるさと納税推進事業に伴う協力事業者の募集	水産商工課 物産振興・ふるさと納税G ☎0162-23-6330
	9	稚内ブランド認定申請の募集	水産商工課 商工・労働G ☎0162-23-6467
		わかる！働く！未来へつなぐジョブフェア参加企業の募集	
	10	職場体験学習の受入企業募集及び一覧表作成	学校教育課 学校教育G ☎0162-23-6519
		各種ホームページ・二次元コード一覧	

人材確保等支援事業助成金

【随時受付】※ただし、予算の範囲内とします

目的

近年、全国的にも人材不足が叫ばれている中、本市でも同様に人口減少に伴う従業員不足の問題が発生しており、さらには求人と求職の差も著しい状況となっている。地元就職の促進はもちろん、進学や就職などで地元を離れた方へのアプローチという視点から、従業員確保のために企業が行う採用活動に対して支援を行う。また、新採用社員や中堅社員、後継者の人材育成は、職場への定着を促し、各企業の経営安定化や基盤強化にも繋がるため、本市としても人材育成に係る経費に対し支援を継続する。



その他

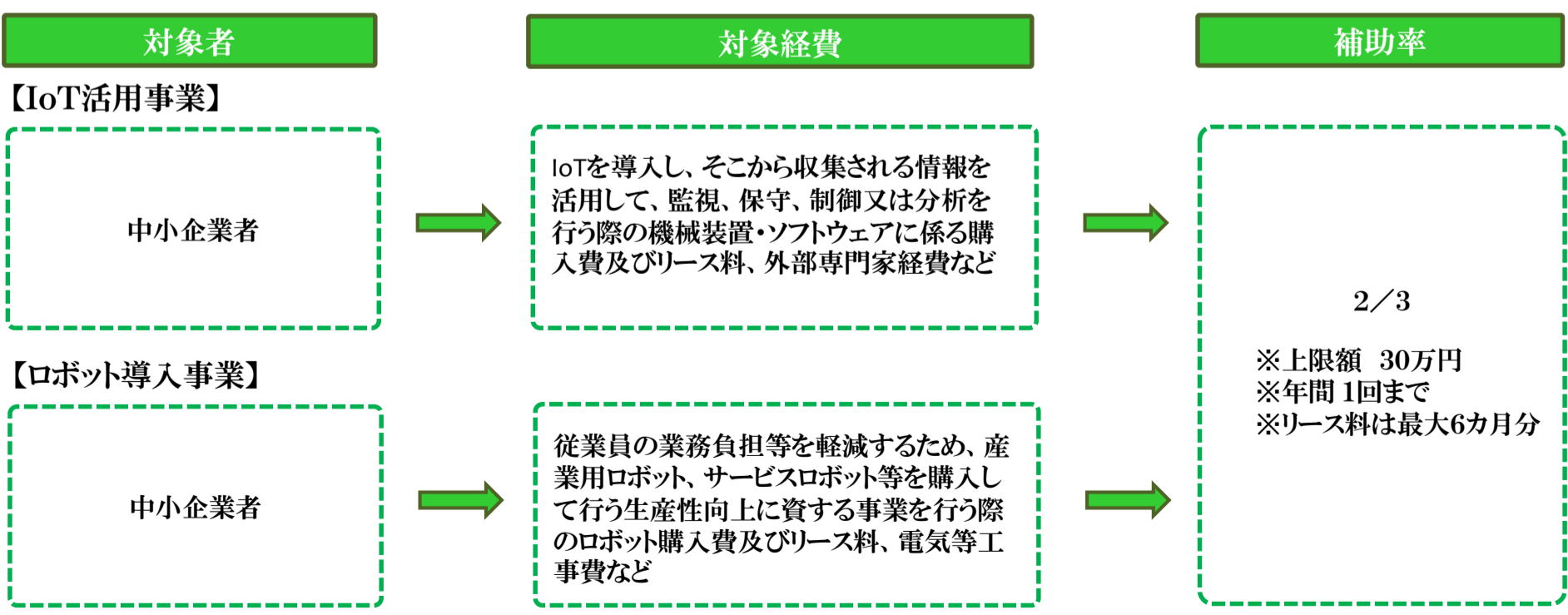
- ・その他詳細は交付要綱参照。
- ・助成期間は、令和4年度までです。

IoT等導入促進支援事業助成金

【随時受付】※ただし、予算の範囲内とします

目的

国においてはSociety5.0社会の実現に向け、IoTやBD、AIやロボットの活用による生産性の向上を目指し、様々な支援が広がっているところである。本市においても人口減少・従業員不足への対応として、少ない労働力でもより生産性を向上させるために導入するIoTシステムを用い、様々なデータをセンシングし、活用するためのシステム導入等に対する支援を行う。



その他

- ・その他詳細は交付要綱参照。
- ・助成期間は、令和4年度までです。

販路拡大支援事業助成金

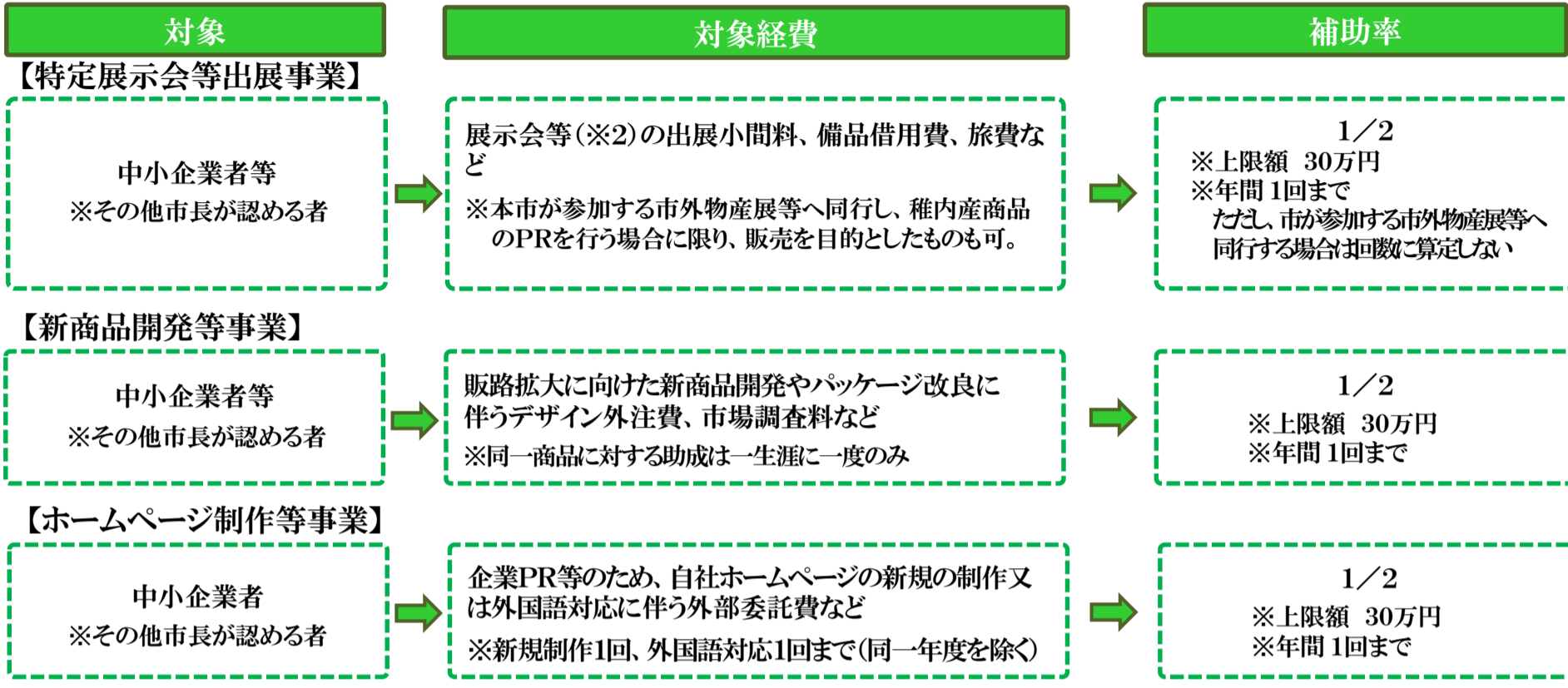
【随時受付】※ただし、予算の範囲内とします



目的

稚内産商品(※1)のPR活動や、稚内の地域資源を活用した商品開発など、市外からの資金流入を目指した各企業の活発な事業活動を促進するため、展示会等の出展料やパッケージ外注費等の経費に対し支援を行い、経営の革新や地域経済の活性化、地元資源の利用促進に繋げる。

※1 稚内産商品・稚内産の原材料、または、市内の事業所で製造され、「稚内」の文字がパッケージに印字されているなど、稚内のPRに一定程度効果が認められる商品。



その他

- ・「特定展示会等出展事業」及び「新商品開発等事業」は「稚内産商品」の販路拡大が目的でなければ対象とならない。
- ・その他詳細は交付要綱参照。助成期間は、令和4年度までです。

市外で開催される主な展示会や物産展等一覧表

ここに掲載しているのは、全国で開催されている展示会や物産展等の一部です。開催時期等は例年どおりの情報を記入していますが、詳細は各ホームページをご覧ください。市水産商工課までお問い合わせください。

催事名	場所	時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道産品取引商談会	札幌市(ロイトン札幌)	●		●									
北海道産品取引商談会	東京都(東京交通会館) / 大阪府(ホテル大阪ベイツタワー)												
スーパーマーケットトレードショー	千葉県(幕張メッセ)												
ビジネスEXPO	札幌市(アクセスサッポロ)												
FOODEX JAPAN	千葉県(幕張メッセ)												

(本市が参加予定の物産展)

オータムフェスト	札幌市(大通公園)	●											
北海道フェアin代々木	東京都(代々木公園)												



目的

産業競争力強化法による創業支援事業計画に基づき、現在は創業相談窓口の設置や各種セミナー等が開催され、創業への機運が高まっている中、実際に創業を希望される方を少しでも後押しするため、創業開始初期の工事費等の支援を行い、地域経済の活性化や雇用の確保に繋げる。

対象者

【新規創業者支援事業】

新規創業者で
中小企業相談所の
推薦を受けた者

- ※風俗営業法に定める営業を行うものや銀行業等を除く（※1）
- ※概ね週5日程度、20時間以上の営業をする方が対象
- ※産業競争力強化法に基づく特定創業者（予定者を含む）であること
- ※創業融資の借入が決定していること
- ※フランチャイズ契約等による創業ではないこと

対象経費

土地及び建物賃借料

- ※敷金、礼金、駐車場使用料、仲介手数料等、賃貸借契約に関する諸経費を除く
- ※本人、配偶者又は3親等内の親族が所有する不動産ではないこと

初期設備費及び建物取得費等

補助率

1か月あたりの1/2

※上限額 30万円
(1か月5万円×最大6か月)

1/2

※上限額 50万円

※1 非対象業種・銀行業や生命保険業、パチンコホールなど、(株)日本政策金融公庫の非対象業種等に原則準拠

その他

- ・対象者の条件にある「特定創業者」になるためには、指定された創業セミナーや創業相談などを受け、稚内市に申請する必要があります。
- ・当助成を受けようとする方は、創業前に中小企業相談所（稚内商工会議所内）へ創業事業計画書を提出し、推薦書の交付を受ける必要があります。
- ・当助成は、1企業につき、一生涯に一度のみ。その他詳細は交付要綱参照。助成期間は、令和4年度までです。

新規創業に係る活動一覧

稚内市は、旭川市を代表市とした6市3町が構成市町村となっている「道北地域創業支援事業計画」に平成27年10月から参画し、創業塾やセミナーの開催など、新規創業の支援に取り組んでいます。

具体的な取り組み等は、下記の表のとおりです。詳細は市水産商工課商工・労働Gまでお問い合わせください。

実施事業	実施主体	活動内容
創業相談窓口設置	稚内市 稚内商工会議所 稚内信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ●市はヒアリングシートを基に創業希望者の事業内容を把握。 ●旭川産業創造プラザへ状況報告後、フォロー方法等、アドバイスをもらう。 ●内容により会議所や信金と連携して対応し、経営・財務・販路開拓等へのレベルアップに繋がるよう依頼。 ●創業へのノウハウを習得させることができるよう、その他の事業への参加を促すことができるフォローに努める。 ●創業を目指す方々へ、経営に関する基礎知識や資金計画など、創業のノウハウを学ぶことができる機会を創出する。
出張ビズカフェ	稚内市 旭川産業創造プラザ(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ●稚内市と旭川産業創造プラザが中心となり、稚内市内で開催。 ●創業希望者：10人程度／開催回数：年に2回程度を想定。
道北ビジネスプランコンテスト	旭川産業創造プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ●例年2月上旬に旭川クリスタルホールにて開催。 ●様々なビジネスプランをプレゼンし、入賞者には賞金もあり。

このほかにも、「道北ものづくり応援ファンド」や「道北ものづくり補助金」といった制度もあり、旭川産業創造プラザが中心となり運営しています。当制度の詳細は旭川産業創造プラザのホームページをご覧ください。<http://www.arc-net.or.jp/>

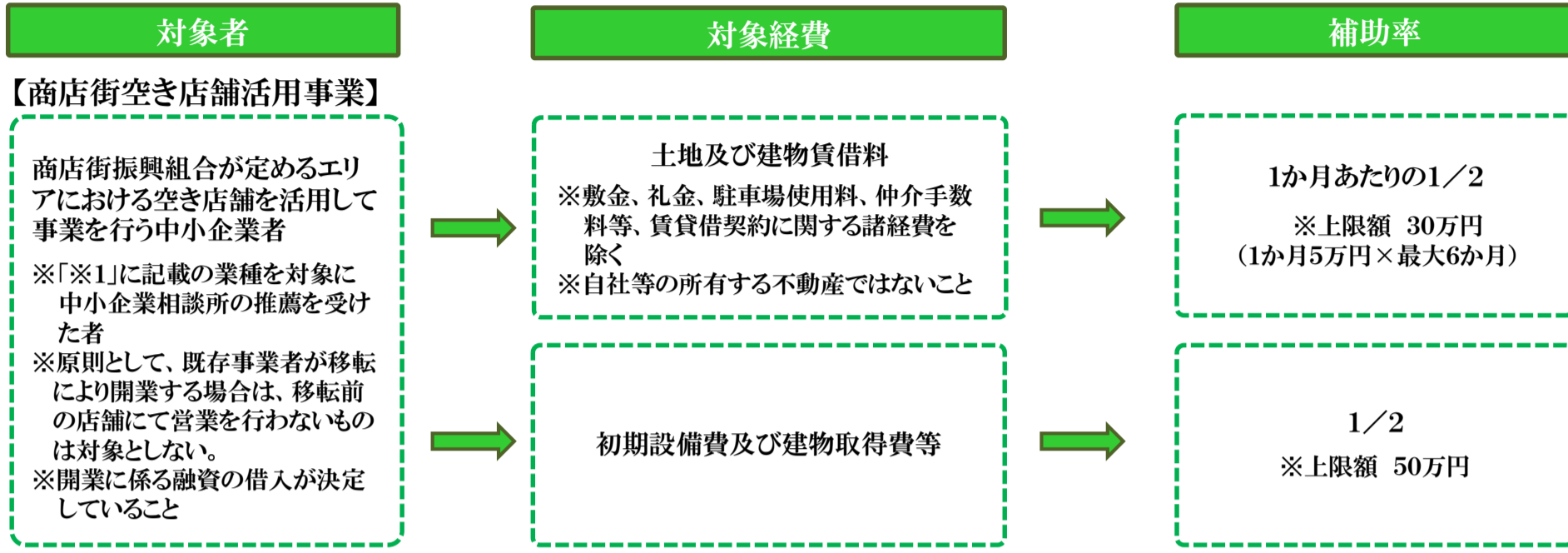
※1 旭川産業創造プラザとは...

道北地域6市31町4村の産業の高度化及び中小企業支援(産官学連携・ものづくり・人材育成・新分野進出・創業等)に係る総合的な支援を行い、道北地域の新製品・新技術の開発や、新分野進出に取り組む企業や創業家を後方支援する組織。旭川市と旭川商工会議所、市内金融機関が出資して設立。

商店街空き店舗活用事業助成金【随時受付】※ただし、予算の範囲内とします

目的

商店街の空洞化の抑制と活性化を目指し、商店街の空き店舗を活用した事業規模拡大を支援することにより、雇用機会の拡大、各商店街の活性化を総合的に促進する。



※1 新規創業者支援事業と対象業種は同一とする。

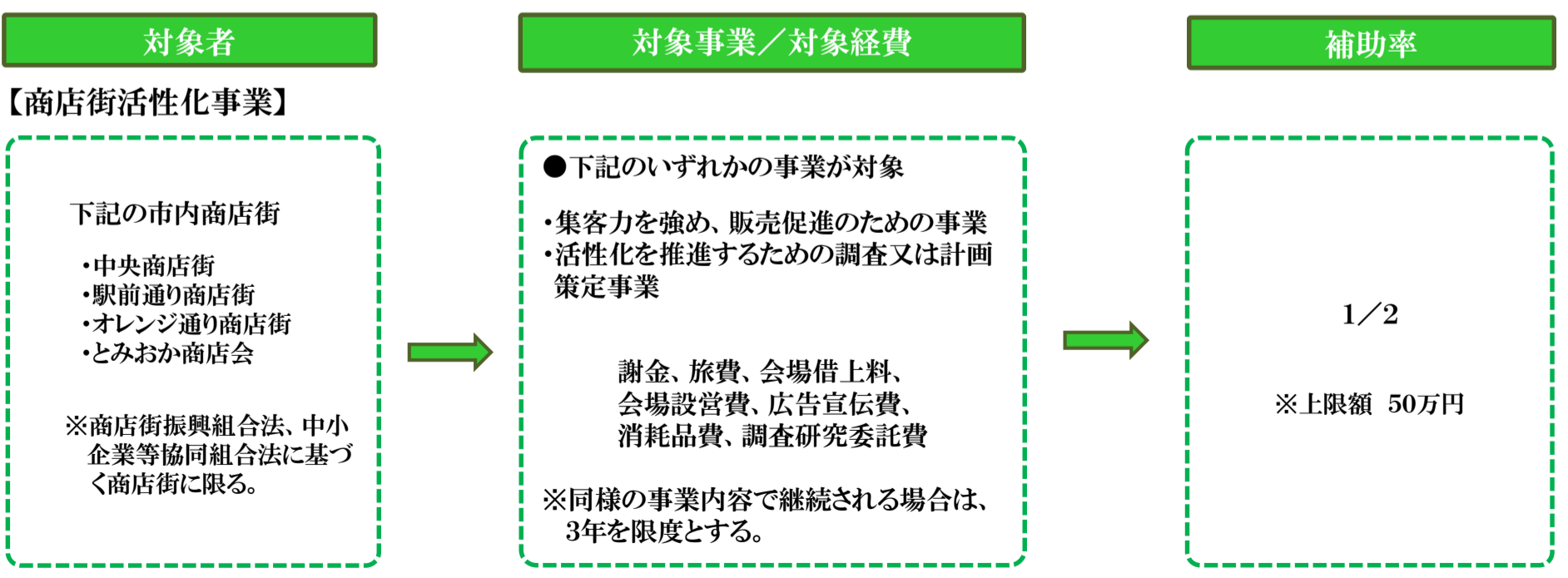
その他

- ・当助成を受けようとする方は、開業前に中小企業相談所(稚内商工会議所内)へ創業事業計画書を提出し、推薦書の交付を受ける必要があります。
- ・助成期間は、令和4年度までです。
- ・その他詳細は交付要綱参照。

商店街活性化事業助成金【随時受付】※ただし、予算の範囲内とします

目的

市内商店街(中央商店街、駅前通り商店街、オレンジ通り商店街、とみおか商店会)が独自に行う販売促進事業や、活性化のための調査・計画策定事業に対し支援を行い、各商店街のにぎわい創出や各商店街に属する中小企業の経営基盤の強化に繋げる。



その他

- ・その他詳細は交付要綱参照。
- ・助成期間は、令和4年度までです。

開業医誘致条例に基づく助成金／貸付金

【随時受付】



目的

本市の区域内に診療所を開設する開業医に対し、診療所開設に係る費用の一部を助成することによって、地域の医療体制の拡大を図り、もって市民の健康と福祉の増進に寄与する。

対象者

- ①～③のいずれにも該当する方
- ①地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
 - ②診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方
 - ③市長が認める診療科名の医療を行う方

【助成金】

種別	対象経費	補助率/期間
土地、建物等 取得費助成金	土地、建物等の取得に対する助成 (事務用什器等を含む)	30/100 ※上限額 3,000万円
設置費助成金	取得した土地、建物に賦課された固定資産税	100/100 ※上限額 500万円/年 【期間】開設した翌年から3年間
賃借料助成金	土地、建物等の賃借料(医療機器等を含む)	月額賃借料の50/100 ※上限額 40万円/月 【期間】開設した翌月から3年間
改修費助成金	賃借した土地、建物等の改修費	30/100 ※上限額 1,000万円

【貸付金】

種別	償還期間/利率	限度額	貸付条件
開業資金貸付金	60か月(据置1年含む)／ 財政融資資金貸付金利に 1%加算した額	2,000万円	診療を開始した日を基準日として、6か月以内に 当該診療に係る開業資金に対して貸付
経営資金貸付金			1年以上診療所を開設している開業医へ、当該 診療に係る経営資金に対して貸付

その他

・詳しくはパンフレットまたはホームページ(<http://www.city.wakkanai.Hokkaido.jp/fukushi/kenkoiryo/kaigyoyuichi/>)をご確認ください。

中小企業特別融資貸付金／保証料補給金

【随時受付】

目的

中小企業の経済的地位の向上を図るため必要な融資を行い、その育成振興及び経営の合理化を促進することを目的とし、低利の融資を斡旋し、保証協会の保証料については、償還完了後に市が全額補給します。



対象者

種別／貸付限度額／期間

対象経費

融資の条件及び利率

【制度資金貸付金／保証料補給】

中小企業者 ※ただし、保証協会の保証対象外業種を営むものを除く。 (農業・林業・漁業、学校法人など) ※銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないことが要件となります。	運転資金 1,500万円以内／5年以内	経営の安定及び健全化を促進するための貸付	据置期間は1年以内 原則として担保が必要(免除することもあり。) 信用保証協会の保証付とすることが可能 ●短期:1.475% ●長期:融資実行日時点の長期プライムレート【変動制】
	設備資金 5,000万円以内／10年以内	設備の近代化及び合理化を促進するための貸付	
	店舗等近代化資金 3,000万円以内／10年以内	店舗又は宿泊施設の新築又は増改築を行うための貸付	
	商店街環境整備資金 3,000万円以内／10年以内	商店街のアーケード、駐車場その他共同施設整備のための貸付	

その他

・借入れにあたっては、「稚内信用金庫本店及び各支店」、「北洋銀行稚内支店」、「北海道銀行稚内支店」の融資窓口で相談の上、「稚内市中小企業特別融資斡旋申込書」と「納税証明書(資格審査等申請用)」の提出が必要となります。

地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)

【事前にご相談ください】

目的

地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得て民間事業者等の設備投資に係る無利子資金の貸付を行います。



対象者

対象事業要件

対象経費

融資の条件及び利率

【地域総合整備資金貸付制度】

法人格を有する
民間事業者

※第三セクター(国・地方
公共団体の100%出資
・出捐は除く。)も対象。

※金融業を営む者(銀行、
証券会社、保険会社、
貸金業者等)は対象と
なりません。

下記要件をすべて満たす事業

- ①公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施されるもの
- ②新規雇用者が1名以上
- ③貸付対象事業費(用地取得費を除く。)が1,000万円以上

※ただし、第三者に売却または分譲することを予定する施設、風俗営業法に定める営業を行うものは対象となりません。

①設備の取得等に係る費用

- ・施設の建設、取得、整備、改良及び補修
- ・事業に不可欠な機械装置など動産の取得
- ・土地の取得及び造成など

②試験研究開発等当該設備の

- 取得に伴い必要となる付随経費
- ・着工から完了までの人件費、賃料、保険料、など

貸付額：
500万円～20億2千万円
(借入総額の45%以内)

貸付期間：
5年以上15年以内
(5年以内の据置含む)

貸付利率：
無利子(ただし、民間金融機関の連帯保証が必要で
す。)

その他

- ・詳細については、一般社団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)のホームページまたは、本市までお問い合わせください。
- ・貸付にあつては、必要書類の整理、ふるさと財団による調査・検討、議会による議決が必要となるなど、相当程度の時間を有しますので、事業内容の最終決定前に事前にお問い合わせ願います。

セーフティネット保証制度

【随時受付】

目的

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠で保証を受けられる資金繰り制度。



セーフティネット保証4号【保証割合100%保証】

【対象事業者】

- ・次の要件を全て満たしている市内の中小企業者
- (1) 指定地域において、事業を1年以上継続して行っていること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

セーフティネット保証5号【保証割合80%保証】

【対象事業者】

- ・指定業種に属する事業を行う中小企業者であつて、以下のいずれかの基準を満たすこと
- (1) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者
- (2) 製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

保証限度額／保証料率

一般保証とは別枠で2億8,000万円以内(うち無担保8,000万円以内)

※4号、5号は併用可ですが、同じ枠になります。

保証料率：北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせください。
☎ 0166-24-1441

その他

- ・申請の際には、申請書や計算書、売上高等が確認できる資料、業種が確認できる資料が必要となります。
- ・申請に係る様式は、稚内市のホームページからダウンロードが可能です。
(http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/safe_hosyoseido.html)
- ・市の認定とは別に、金融機関や信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・指定業種や制度の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。
(http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)
- ・認定書の発行は、原則として申請日の翌日となります。

水産加工経営安定化資金利子補給事業

【事前にご相談ください】

目的

近年の水揚げ減少に伴う原料の高騰等により経営に支障が生じている事業者に対し、必要な資金の融資の円滑化を図るため、北海道の融資制度を活用し、運転資金及び設備資金を金融機関から借り入れた際に利子補給を行う。



対象者

【水産加工経営安定化資金利子補給事業】

北海道の融資制度である「経営環境変化対応貸付（原料等高騰）」を活用し、融資を受けた水産加工業者等

※「経営環境変化対応貸付（原料等高騰）」の融資あつせん申込みは、稚内商工会議所が窓口となっています。

利子補給内容

利子補給率：北海道の融資利率の1/2

【参考】北海道の融資利率

『経営環境変化対応貸付』

固定金利 年1.1%（融資期間5年以内）

固定金利 年1.3%（融資期間10年以内）

変動金利 年1.1%（融資期間が3年を超える借入の場合に限る）

利子補給期間：最大5年間（措置期間含む）

その他

・対象条件にある北海道の融資制度については、道中小企業課のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/05genryo.htm>)

・制度の詳細や申請様式は市のホームページをご覧ください。

(<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/norinsuisan/suisan/suisankakoukeieianteikashikinrishihokyuzigyo.html>)

設備投資に伴う固定資産税ゼロ特例の実施

【設備導入前 随時受付】

目的

市内中小企業先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることにより、中小企業者の収益向上とそれに伴う従業員の給料水準の向上や確保を目指すため、生産性向上特別措置法への対応として、平成30年度から令和4年度の間、導入促進基本計画を作成し、認定を受けた企業の設備導入について、本市の固定資産税（償却資産）を3年間「ゼロ」とする特例措置を設ける。



対象事業

対象設備1

対象設備2

支援内容

その他

【先端設備等導入に伴う固定資産税「ゼロ」特例】

本市に所在する中小企業者で、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画の認定を受けた設備投資

※固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等に限りです。

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備で、旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

- ◆機械装置
 - ◆測定工具及び検査工具
 - ◆器具備品
 - ◆建物付属設備
 - ◆構築物
- ※ただし、最低取得価格等の要件あり

対象設備1に該当する取得価額の合計額300万円以上の設備等とともに導入される事業用家屋

※ただし、最低取得価格等の要件あり

計画認定を受けた設備導入に伴い、導入翌年度から3年間、申告により固定資産税（償却資産）がゼロとなります。

稚内市の固定資産税を3年間「ゼロ」としたことで、市内企業が申請する国の様々な補助金について優遇措置（補助率アップや採択に対する加点措置）を受けることが可能となります。

- ものづくり・サービス補助金
- 持続化補助金
- サポイン補助金
- IT補助金

その他

・設備投資の実施前に先端設備等導入計画を申請し、認定を受ける必要があります。

ふるさと納税推進事業に伴う協力事業者の募集

【随時受付】

目的

ふるさと納税制度による稚内市への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、市外在住の寄附者に対し、お礼の品として贈呈する商品やサービス(以下、特産品等という。)の協力事業者を募集します。



対象者

募集する特産品等

特産品等の寄附区分

参考寄附額(R03年度)

【ふるさと納税推進事業協力事業者の募集】

稚内観光物産協会・稚内観光協会・稚内ブランド認定品所有事業者のいずれかに該当すること。

※本社(本店)、支社(支店)及び事業所、工場が市内にある企業・団体または個人事業所であること。

など

本市で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの、稚内市内で栽培、採取、育成された原材料を使用しているもののいずれかに該当していること。

本市の魅力を伝えることができ、本市のPRにつながる要素を持つ特産品等であること。

など

下記の5つの寄附区分毎に特産品等を登録します。

1万円/2万円/3万円/
5万円/10万円

※特産品の発送に係る事務的負担(送り状の作成、問合せ対応)や送料については、本市が負担します。主旨をご理解の上、一般的な市場価格より安価な価格でご協力願います。

約23億円
(述べ135,000人)

特産品購入額
約6億9千万円

その他

- ・稚内市では「さとふる」「ふるさとチョイス」「ANAのふるさと納税」「ふるなび」「ふるさとパレット」「楽天ふるさと納税」「JREモール」のふるさと納税ポータルサイトに掲載しております。
- ・テレビCMや各種雑誌で宣伝を行う各ふるさと納税ポータルサイトに特産品等を写真と説明付きで紹介できます。
- ・特産品等の発送時に、自社のパンフレット等を同封することで、販売促進・PRが可能となります。
- ・詳細については、「稚内市ふるさと納税推進業務 協力事業者募集要項」をご覧ください。(稚内市のHPに掲載)
- ・別途、本市が契約している各ふるさと納税ポータルサイトお礼品取りまとめ業者との売買契約が必要となります。(取りまとめ業者ごとに提供代金の振込手数料が必要となる場合があります。)

稚内ブランド認定申請の募集

【年1回(11月予定)受付】 稚内ブランド推進協議会実施事業

目的

稚内ブランド推進協議会では、稚内の豊かな自然から生まれる豊富な水産物や農畜産物、また、これらの資源を活かして生産された産品や稚内が誇る文化・自然等を『稚内ブランド』として認定し、広く国内外へ情報発信することにより、稚内産の物産品の知名度向上及び販路拡大、観光客誘致に繋げ、稚内のイメージアップを図るとともに地域経済・産業の活性化を目指します。



対象者

対象となる産品

認定方法

【稚内ブランド認定申請の募集】

市内に本社又は事業所があり、申請する産品の生産者及び食品製造業を営む個人、法人または団体で、市税の滞納がない者。

①原材料:稚内でしか生産(漁獲)されていないものや、稚内での生産量(漁獲量)が日本有数であるもの、または、他地域で生産(漁獲)されるものと比較して稚内ならではの特徴や優位性がある水産物及び農畜産物。

②加工品:稚内ならではのもの、稚内らしいもの、稚内をイメージできる飲食料品で、下記の条件のどちらかを満たしているものとします。

A. 主原料に稚内産もしくは北海道産の素材を使用し、生産・製造・販売に至るまでの間に市内事業者が深く関わっているもの

B. 主原料が稚内産もしくは北海道産ではないが、かつて稚内産のものが相当のシェアを占めていたなどの歴史的背景があり、かつ、その加工について、原材料の仕入れから製品化までを一貫して稚内において行っているもの

原材料は、各種データ等を参考に書類審査を実施。加工品については、認定審査会にて、書類審査、試食などプレゼンテーションによる審査を実施。(原材料、味覚、安心・安全性、生産体制、地域性、商品へのこだわりなど、基準を設け審査します。)

※応募できる商品は、一事業者につき、原材料、加工品各2品まで。(更新を除く。)

その他

- ・有効登録期間は3年間とします。(登録料は年1万円)※認定マークシール、パッケージ用認定マークデータの無償提供を行います。
- ・認定された商品は、稚内ブランド推進協議会が作成するパンフレットやホームページ、メディア、旅行雑誌等への掲載のほか、各種イベントでの出品、道内外物産展で積極的に周知します。
- ・なお、認定された商品を扱う事業者については、イベントや物産展等への積極的な参加に努めていただきます。

わかる！働く！未来へつなぐジョブフェア参加企業募集 【11月開催予定】

目的

人口減少や有効求人倍率の全国的な上昇に伴う近年の労働者不足など地域の課題を踏まえ、地元の子どもたちに、より早いうちから地域の産業を知ってもらうため地元企業等によるPRを行い、子供たちのより充実した産業教育やインターンシップに繋げ、将来的な地元就職、Uターンの促進を目的に「中学生向け地元企業PRフェア」を開催する。



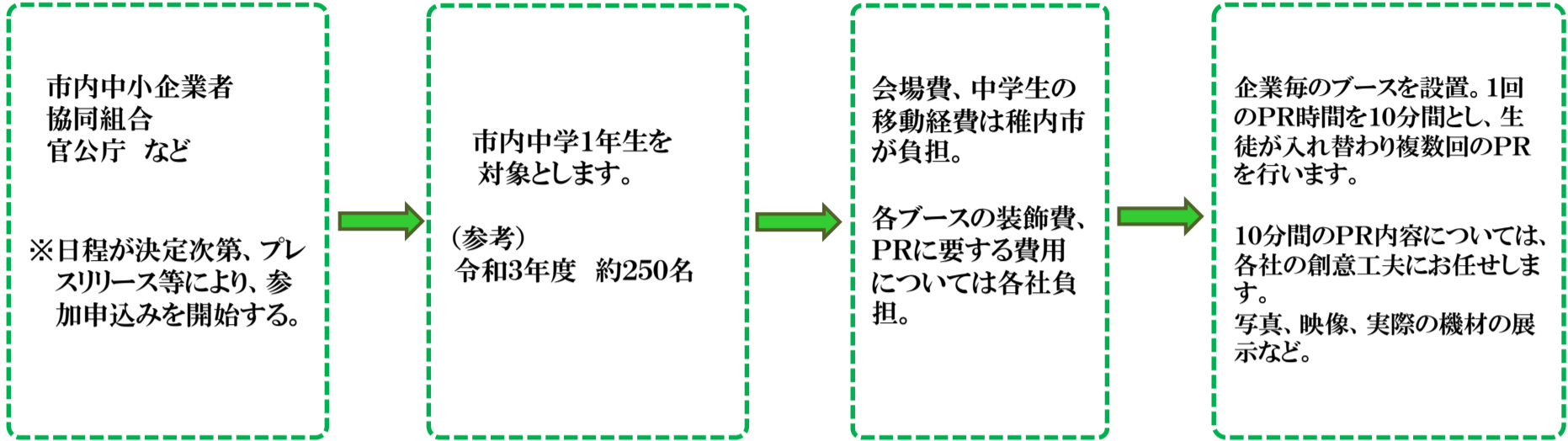
参加対象者

対象学生

開催費用

開催内容

【中学生向け企業PRフェアの参加企業の募集】



その他

- ・本事業は、稚内商工会議所青年部・稚内市・稚内市教育委員会・稚内で働こう応援会議の共同主催で実施します。
- ・開催日程については、市内中学校と事前調整を行い、多くの学校、子供たちが参加できる日で調整を行います。
- ・参加対象者が中学1年生であるため、現在の求人等の有無、将来的な従業員の採用の有無に限らず、ご参加いただけます。自社のPRと子供たちの仕事に対する意識や地元企業の認知度向上のため、多くのご参加をお待ちしています。

職場体験学習の受入企業募集及び一覧表作成 【随時登録可能】

目的

職場体験を通して、働くことの意義・目的を理解し、自身の個性・適性を把握すると同時に、地元産業への理解を深めていく中で、地元に対する愛着や誇りを育み、地元企業への人材確保に繋げる。



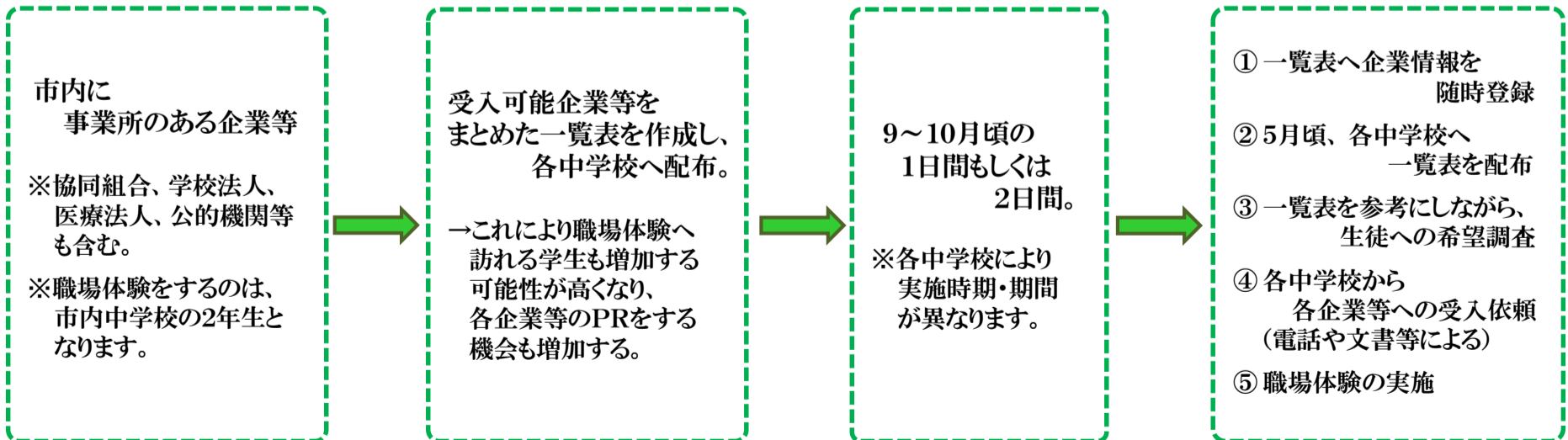
対象者

内容

時期／期間

職場体験までの流れ

【職場体験学習の受入企業の募集】



その他

- ・職場体験実施時の集合時間や開始・終了時間は調整可能。
- ・一覧表には、「企業名」「住所」「電話番号」「業種」「受入可能人数」等を記載する。
- ・職場体験学習の詳細については、各中学校へお問い合わせ願います。
- ・登録に関する問い合わせは学校教育課(☎23-6519)までご連絡願います。

稚内市ホームページ「中小企業者向け制度一覧」

URL
http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/yushi_zyosei.html



開業医誘致条例に基づく助成金／貸付金

URL
<http://www.city.wakkanai.Hokkaido.jp/fukushi/kenkoiryu/kaigyoiyuchi/>



ふるさと納税推進事業に伴う協力事業者の募集

URL
<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kurashi/zeikin/furusatonozei/tokusanhinbosyu.html>



稚内ブランド公式ホームページ

URL
<http://www.wakkanai-brand.jp/>



稚内市IoT推進ラボ公式ホームページ

URL
<https://local-iot-lab.ipa.go.jp/lab?k=wakkanai-city-iot/>



中小企業支援施策に関する情報提供について

URL
<https://www.harp.lg.jp/YpFprxWW>





【発行】

稚内市建設産業部

水産商工課商工・労働G

TEL. 0162-23-6467

FAX. 0162-24-2719

〒097-8686

稚内市中央3丁目13番15号